

石川県公報

平成 23 年 6 月 17 日

第 1 2 3 9 9 号 (金曜日)

毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目 次

| 告 示 | | 目 次 | |
|-------------------------------------|---|---|---|
| 平成23年度管理美容師資格認定講習会の指定 (薬事衛生課) | 1 | 平成23年度石川県製菓衛生師試験公告 (薬事衛生課) | 4 |
| 平成23年度管理美容師資格認定講習会の指定 (同) | 2 | 公安委員会 石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正 | 4 |
| 漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定 (水産課) | 2 | 人事委員会 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | 7 |
| 県道の供用の開始 (道路整備課) | 3 | | |
| 公 告 | | | |
| 予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課) | 3 | | |

告 示

石川県告示第262号

美容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、平成23年度管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

平成23年6月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 主催者の所在地及び名称
東京都江東区有明3丁目7番26号
財団法人美容師美容師試験研修センター
- 日程

| | |
|-------|-------------------|
| 第 1 日 | 平成 23 年 11 月 21 日 |
| 第 2 日 | 平成 23 年 11 月 28 日 |
| 第 3 日 | 平成 23 年 12 月 5 日 |

- 場所
金沢市鞍月2丁目1番地
石川県地場産業振興センター
- 科目及び時間数

| 科 目 | 時 間 数 |
|-----------------|--------|
| 公 衆 衛 生 | 4 時 間 |
| 理 容 所 の 衛 生 管 理 | 14 時 間 |
| 計 | 18 時 間 |

- 受講料
18,000円
- 会場の運営及び設営の窓口となる機関
愛知県名古屋市中区丸の内2丁目14番20号
財団法人美容師美容師試験研修センター東海ブロック事務所

石川県告示第263号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、平成23年度管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

平成23年6月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 主催者の所在地及び名称

東京都江東区有明3丁目7番26号

財団法人理容師美容師試験研修センター

2 日程

| | |
|-------|-------------------|
| 第 1 日 | 平成 23 年 11 月 21 日 |
| 第 2 日 | 平成 23 年 11 月 28 日 |
| 第 3 日 | 平成 23 年 12 月 5 日 |

3 場所

金沢市鞍月2丁目1番地

石川県地場産業振興センター

4 科目及び時間数

| 科 目 | 時 間 数 |
|-----------------|--------|
| 公 衆 衛 生 | 4 時 間 |
| 美 容 所 の 衛 生 管 理 | 14 時 間 |
| 計 | 18 時 間 |

5 受講料

18,000円

6 会場の運営及び設営の窓口となる機関

愛知県名古屋市中区丸の内2丁目14番20号

財団法人理容師美容師試験研修センター東海ブロック事務所

石川県告示第264号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成23年6月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 加賀加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

加賀市小塩町大野山2番地1 有限会社 金城水産

加賀市大聖寺上木町出村67番地 新出 慎一

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧加賀市漁業協同組合の地区

(3) 区分

大型定置漁業及び小型定置漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成23年5月26日

2 加賀加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

加賀市小塩町コ122番地 有限会社 マルサン

加賀市田尻町イ23番地 有限会社 大井漁業

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧加賀市漁業協同組合の地区

(3) 区分

総トン数10トン以上の漁船を使用して営む底びき網漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成23年5月26日

3 加賀加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

加賀市小塩町工の2番地の1 南 孟次

加賀市小塩町コ162番地の1 小橋 友次

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧加賀市漁業協同組合の地区

(3) 区分

橋立町、小塩町、田尻町地区に住所を有する者が、総トン数2トン以上10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成23年5月26日

石川県告示第265号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。なお、その関係図面は、平成23年6月17日から同年7月1日まで縦覧に供する。

平成23年6月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 | 関係図面の縦覧場所 |
|-------|--------------------------------------|------------|------------------------|
| 倉部金沢線 | 白山市宮永町2126番4地先から 白山市横江町2028番1地先まで | 平成23年6月17日 | 石川土木 総合事務所 維持管理課 |

公 告

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定により行う一類疾病の予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成23年6月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 医師の氏名 | 医師が協力を承諾した市町 | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 |
|---------|--------------|----------------------------------|
| 上 田 典 司 | 県内全域 | 白山市倉光三丁目8番地 白山石川医療企業団 公立松任石川中央病院 |
| 小 島 佳 | " | 羽咋郡宝達志水町荻市ほ1番地1 志雄病院 |
| 蒲 生 忠 継 | " | 羽咋郡宝達志水町門前サ11番地 押水クリニック |

平成23年度石川県製菓衛生師試験公告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、平成23年度石川県製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成23年6月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 試験の日時

平成23年9月7日（水） 午後1時から午後3時20分まで

2 試験の場所

金沢市鞍月1丁目1番地

県庁11階会議室

3 出願に関する書類の受付期間

平成23年7月27日（水）から同年8月5日（金）まで。郵送の場合は、平成23年8月5日までの消印があるものを受け付ける。

4 試験要領の配布場所及び出願に関する書類の提出先

(1) 県内（金沢市を除く。）に居住する者

住所地を管轄する保健福祉センター

(2) 金沢市又は県外に居住する者

石川県健康福祉部薬事衛生課

5 その他

詳細な点についての問い合わせは、石川県健康福祉部薬事衛生課へすること。

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第67号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成23年6月17日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1（信号機の設置場所）松任警察署管内の表135、255、256の項を次のように改める。

| | | | |
|-----|-----------|---|-------------|
| 135 | 北 成 交 差 点 | 白山市北成町80番地先 県道倉部成線と市道新田下成線との交差点 | S 61. 3. 28 |
| 255 | 下 成 交 差 点 | 白山市新成町二丁目100番地先 県道倉部成線と市道G142号線との交差点 | H 20. 10. 1 |
| 256 | 中 成 交 差 点 | 白山市中成一丁目80番地先 県道倉部成線と市道千代野成線との交差点 | H 20. 10. 1 |

別表第1（信号機の設置場所）珠洲警察署管内の表に次のように加える。

| | | | |
|----|-------------|---------------------------|--------------|
| 4 | 蛸 島 交 差 点 | 主要地方道大谷狼煙飯田線と市道との交差点 | S 48. 6. 18 |
| 6 | 鵜 飼 交 差 点 | 国道249号と市道との交差点 | S 50. 3. 20 |
| 11 | 正 院 交 差 点 | 主要地方道蛸島港線と市道との交差点 | S 50. 6. 28 |
| 12 | 正院本町交差点 | 主要地方道蛸島港線と主要地方道折戸飯田線との交差点 | S 50. 11. 26 |
| 15 | 正院小前交差点 | 主要地方道蛸島港線と県道粟津正院線との交差点 | S 51. 12. 6 |
| 16 | 野々江町交差点 | 主要地方道蛸島港線と市道との交差点 | S 51. 12. 6 |
| 27 | 広 栗 橋 交 差 点 | 国道249号と県道高屋出田線との交差点 | S 58. 8. 4 |
| 30 | 正院小路交差点 | 主要地方道折戸飯田線と市道56号線との交差点 | S 63. 4. 4 |
| 39 | 金 峰 寺 交 差 点 | 国道249号と主要地方道珠洲穴水線との交差点 | H 8. 2. 13 |

別表第10 (自転車の歩道通行可) 小松警察署管内の表に次のように加える。

| | | | | |
|----|----------------|-------------------------------------|-----|---------------|
| 67 | 市 道 城南末広緑地線 | 小松市城南町137番地先から 小松市育成町136番地 1 先まで | 終 日 | 約 720 メートル |
|----|----------------|-------------------------------------|-----|---------------|

別表第10 (自転車の歩道通行可) 2 以上の警察署管内の表 8 の項を次のように改める。

| | | | | |
|---|-----------------------|------------------------------------|-----|------------------|
| 8 | 国 道 8 号、 国 道 305 号 | 加賀市箱宮町△141番地先から 小松市長田町イ 1 番地先まで | 終 日 | 約 12,300 メートル |
|---|-----------------------|------------------------------------|-----|------------------|

別表第11 (最高速度の指定) 小松警察署管内の表167、168の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|-----|----------------|-------------------------------------|-----------------|-------------------|----|-------------------------------|
| 167 | 市 道 城南末広緑地線 | 小松市城南町137番地先から 小松市育成町136番地 1 先まで | 約 720 メートル | 毎時40キロ メ ー ト ル | 終日 | 車両 (原動機付自 転車及びけん引 を除く。) |
| 168 | 市 道 木 場 島 線 | 小松市島町口56番地先から 小松市木場町イ 1 番地 1 先まで | 約 1,500 メートル | 毎時50キロ メ ー ト ル | 終日 | 車両 (原動機付自 転車及びけん引 を除く。) |

別表第11 (最高速度の指定) 松任警察署管内の表50、65、69、70、119、123、145、272、273、274、309の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|-----|-----------------------|---|-----------------|-------------------|----|-------------------------------|
| 50 | 市道新田下成線 | 白山市北成町84番地先から 白山市新田町86番地 1 先まで | 約 1,300 メートル | 毎時30キロ メ ー ト ル | 終日 | 車両 (けん引 を 除く。) |
| 65 | 市 道 G 75 号 線 | 白山市中成一丁目47番地先から 白山市中成一丁目400番地先まで | 約 380 メートル | 毎時30キロ メ ー ト ル | 終日 | 車両 (けん引 を 除く。) |
| 69 | 市 道 G 73 号 線 | 白山市成町404番地先から 白山市中成一丁目280番地先まで | 約 500 メートル | 毎時30キロ メ ー ト ル | 終日 | 車両 (けん引 を 除く。) |
| 70 | 市 道 下 成 相 川 新 線 | 白山市北成町 4 番地先から 白山市相川新町110番地先まで | 約 2,800 メートル | 毎時40キロ メ ー ト ル | 終日 | 車両 (原動機付自 転車及びけん引 を除く。) |
| 119 | 市 道 G 106 号 線 | 白山市北成町59番地先から 白山市新成三丁目266番地先まで | 約 300 メートル | 毎時30キロ メ ー ト ル | 終日 | 車両 (けん引 を 除く。) |
| 123 | 市道千代野成線 | 白山市千代野東 5 丁目11番地 4 先か ら 白山市中成一丁目80番地先まで | 約 1,550 メートル | 毎時40キロ メ ー ト ル | 終日 | 車両 (原動機付自 転車及びけん引 を除く。) |
| 145 | 市 道 G 138 号 線 | 白山市北成町233番地先から 白山市竹松町2710番地 1 先まで | 約 1,080 メートル | 毎時50キロ メ ー ト ル | 終日 | 車両 (原動機付自 転車及びけん引 を除く。) |
| 272 | 市道 G 142号線、 県道倉部成線 | 白山市新成三丁目79番地先から 白山市新成二丁目 1 番地先まで | 約 520 メートル | 毎時40キロ メ ー ト ル | 終日 | 車両 (原動機付自 転車及びけん引 を除く。) |
| 273 | 県道倉部成線 | 白山市新成二丁目100番地先から 白山市新成二丁目336番地先まで | 約 250 メートル | 毎時40キロ メ ー ト ル | 終日 | 車両 (原動機付自 転車及びけん引 を除く。) |
| 274 | 市 道 G 5 号 線 | 白山市蕪城四丁目 7 番地 2 先から 白山市新成二丁目50番地先まで | 約 480 メートル | 毎時30キロ メ ー ト ル | 終日 | 車両 (けん引 を 除く。) |
| 309 | 市 道 G 3 号 線 | 白山市中成一丁目58番地先から 白山市中成二丁目357番地先まで | 約 450 メートル | 毎時30キロ メ ー ト ル | 終日 | 車両 (けん引 を 除く。) |

別表第11 (最高速度の指定) 珠洲警察署管内の表44の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|----|----------------|---|---------------|----------------|----|-------------------------------|
| 44 | 主要地方道 珠洲穴水線 | 珠洲市宝立町大町泥ノ木15字9番地 先から 珠洲市宝立町大町泥ノ木22字2番地 3先まで | 約 900 メートル | 毎時40キロ メートル | 終日 | 車両 (原動機付自 転車及びけん引 を除く。) |
|----|----------------|---|---------------|----------------|----|-------------------------------|

別表第18 (駐車禁止) 金沢西警察署管内の表に次のように加える。

| | | | | | |
|-----|---------------------|--------------------------------------|---------------|----|----|
| 422 | 市道押野29号 新保本町線28号 | 金沢市新保本3丁目69番地先から 金沢市新保本5丁目1番地1先まで | 約 190 メートル | 終日 | 車両 |
|-----|---------------------|--------------------------------------|---------------|----|----|

別表第18 (駐車禁止) 松任警察署管内の表49、52、57、63、81、267の項を次のように改める。

| | | | | | |
|-----|--------------------------|--------------------------------------|-----------------|----|----|
| 49 | 市道 G 75 号 線 | 白山市中成一丁目47番地先から 白山市中成一丁目400番地先まで | 約 380 メートル | 終日 | 車両 |
| 52 | 市道 G 10 号 線 G 131 号 線 | 白山市成町404番地先から 白山市中成一丁目280番地先まで | 約 500 メートル | 終日 | 車両 |
| 57 | 市道下成 相川新線 | 白山市北成町4番地先から 白山市相川新町110番地先まで | 約 2,800 メートル | 終日 | 車両 |
| 63 | 市道新田下成線 | 白山市新田町86番地1先から 白山市新成三丁目266番地先まで | 約 1,300 メートル | 終日 | 車両 |
| 81 | 市道千代野成線 | 白山市千代野5丁目11番地4先から 白山市中成一丁目80番地先まで | 約 1,550 メートル | 終日 | 車両 |
| 267 | 市道 G 3 号 線 | 白山市中成一丁目58番地先から 白山市中成二丁目357番地先まで | 約 430 メートル | 終日 | 車両 |

別表第22 (右折方法の指定) 大聖寺警察署管内の表に次のように加える。

| | | | | | |
|---|--------|---------------------------|---------------|----|-------|
| 1 | 国道 8 号 | 加賀市細坪町又33番地先 (細坪交差点) | 原動機付 自 転 車 | 終日 | 小回り右折 |
| 2 | 国道 8 号 | 加賀市熊坂町レ50の1番地先 (花房交差点) | 原動機付 自 転 車 | 終日 | 小回り右折 |
| 3 | 国道 8 号 | 加賀市熊坂町220番地先 (熊坂交差点) | 原動機付 自 転 車 | 終日 | 小回り右折 |

別表第4 (指定方向外進行禁止) 金沢中警察署管内の表229の項を次のように改める。

| | | |
|-----|---|---|
| 229 | 削 | 除 |
|-----|---|---|

別表第11 (最高速度の指定) 松任警察署管内の表308の項を次のように改める。

| | | |
|-----|---|---|
| 308 | 削 | 除 |
|-----|---|---|

別表第11 (最高速度の指定) 羽咋警察署管内の表165の項を次のように改める。

| | | |
|-----|---|---|
| 165 | 削 | 除 |
|-----|---|---|

別表第11 (最高速度の指定) 珠洲警察署管内の表27の項を次のように改める。

| | | |
|----|---|---|
| 27 | 削 | 除 |
|----|---|---|

別表第18の2 (駐車可の指定) 松任警察署管内の表4の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 4 | 削 | 除 |
|---|---|---|

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月十七日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第十一号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第十知事の事務部局の部本庁の項中

「上席政策調整員」を「上席政策調整員
危機管理監付課長」に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第二条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「上席政策調整員」の下に「危機管理監付課長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則別表第十の規定及び第二条の規定による改正後の管理職員等の範囲を定める規則別表第一の規定は、平成二十三年六月一日から適用する。

